

物品購入契約等に係る制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号。以下「財務規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、契約検査課が発注する物品の購入及び製造の請負（以下「物品購入等」という。）について、施行令第167条の5の2の規定による入札参加者の資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 契約検査課が発注する物品購入等のうち、制限付一般競争入札を行うことが適正かつ合理的であると認められるものを対象とする。

(公告)

第3条 制限付一般競争入札を実施するときは、財務規則第94条の規定に基づき公告を行わなければならない。

(入札参加資格)

第4条 制限付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されている者であること。
- (3) 高槻市物品売買業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (6) その他案件ごとに定める要件を満たしている者であること。

(申請書等の提出)

第5条 市長又はその委任を受けて入札を執行する権限を有する者（以下「入札担当者」という。）は、入札参加資格を確認するために、制限付一般競争入札に参加を希望する者から、所定の期限までに入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び必要とする資料を提出させるものとする。

- 2 提出期限までに前項の申請書及び資料を提出しない者は、入札に参加することができないものとする。
- 3 第1項の申請書、資料の受付期間及び受付場所、必要とする資料等は、入札担当者が別に定めるものとする。

(入札参加資格の確認)

第6条 入札担当者は、前条第1項の規定により申請書等の提出があったときは、当該制限付一般競争入札に係る参加資格の有無について確認するものとする。

- 2 入札担当者は、当該制限付一般競争入札に係る参加資格の有無を確認したときは、書面により参加を希望する者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格を認めなかった者（以下「資格不認定者」という。）に対しては、その理由を付するものとする。

(資格不認定者に対する理由説明)

第7条 資格不認定者は、入札参加資格確認結果の通知日の翌日から5日以内に、その理由について説明を求められることができる。

- 2 前項に基づく説明要求は、書面により受け付けるものとし、その他の方法では受け付けないものとする。
- 3 第1項の説明要求があった場合は、原則として、書面により回答しなければならないものとする。

(事後審査型制限付一般競争入札)

第8条 入札担当者は、その必要があると認めるときは、開札後における入札参加資格の審査(以下「事後審査」という。)を行うものとする。

- 2 前項の場合においては、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。
- 3 入札担当者は、落札候補者が決定したときは、当該落札候補者に対し、必要な書類の提出を求め、事後審査の結果、入札参加資格を有すると認めた落札候補者を落札者とする。ただし、入札参加資格を認めなかった場合は、その者の入札は無効

とし、次順位の落札候補者について事後審査を行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。